

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程を次のように定める。

令和8年2月27日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第8号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程

新潟市消防局における新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第5号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による。

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。